

## 北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金の公募について (公募要領)

本市では、2050年ゼロカーボンシティを宣言するとともに、2030年度までに温室効果ガスを47%以上削減(2013年度比)する目標の達成に向け、脱炭素社会の実現に向けた取組を産学官連携の下で推進しています。

その一環として、この度、水素拠点形成に資するパイプライン、タンク等供給基盤構築に関する事業可能性調査事業(以下「FS」という。)を実施する者に対して助成金を交付することにより、先導的役割を担う事業実施を促進し、市内産業の脱炭素化や競争力強化を図ることを目的として、「北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金」(以下「助成金」という。)を創設しました。

助成金の交付を受けてFSを実施しようとする企業の皆様におかれましては、本公募要領及び「北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に従い、ご応募ください。

### 1 本助成金について

#### (1) 定義

交付要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

##### ① 水素拠点

燃料や原料として利用される水素・アンモニア(以下「水素等」という。)の大規模な需要創出と効率的なサプライチェーン構築を実現するため、水素等の安定・安価な供給を可能にするタンク、パイプライン等の供給基盤(水素等の利用量最低1万トン/年(水素換算))を構築する場所。

##### ② FS

事業者が水素等の供給基盤構築検討段階での基礎調査や詳細設計に向けた要件整理を行うもの。詳細設計、実証事業、設備調達及び建設工事は対象外とする。

#### (2) 助成金交付対象事業

北九州市響灘臨海部を中心としたFSであって、令和7年3月31日までに完了する事業であること。

#### (3) 助成金交付対象者

以下の要件を全て満たす必要があります。

要件	
①	北九州市響灘臨海部を中心とした水素拠点形成に資するパイプライン、タンク等の供給基盤構築のFSを行う企業、団体等の事業者。
②	市税を滞納していないこと。
③	FSを行う際に法令に違反するおそれがないものであること。
④	過去に類似事業の経験を有するなど、FSを的確に遂行する組織、人員等を有していること。
⑤	暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

#### (4) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、FSに必要な経費のうち、直接人件費、補助人件費（人材派遣含む）、委託・外注費、旅費、会議費・謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、その他諸経費、その他市長が認める経費（消費税相当分及び地方消費税相当分を含む額）とします。

#### (5) 助成金の交付及び額

助成金の額は、助成対象経費に10分の3の率を乗じた額の範囲内の額とし、予算の範囲内で交付することとします。

（ただし、経済産業省令和6年度「非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）」（以下「国補助事業」という。）の補助金交付を受ける場合は、助成対象経費に12分の1の率を乗じた額の範囲内の額とし、予算の範囲内で交付することとします。）

## 2 全体スケジュール（予定）

項目	時期	内容
公募開始	4月1日(月)	本公募要領及び交付要綱に従いご応募ください。
質問書の提出締切	4月10日(水)	本助成金に関して質問がある場合は、質問書をご提出ください。回答は、随時ホームページに掲載します。
書類提出期日及び公募締切	4月22日(月)	提出書類については、「4 申請手続」をご覧ください、期限までに提出物に漏れが無いようご提出をお願いします。
審査	4月下旬～5月上旬	提出資料をもとに、学識経験者等による意見を聴取し、内容の審査を行います。

採択事業の決定 (審査結果通知)	5月中旬	採択または不採択を決定し、その旨を通知します。
交付申請	5月中旬	採択の通知を受けた場合は、交付申請書をご提出ください。
交付決定	5月下旬	交付申請書の内容を審査して交付決定を行い、その旨を通知します。
完了報告	3月31日まで	助成事業の完了報告を行っていただきます。
交付金額の確定	4月上旬	完了報告をもとに、助成金の交付金額を確定し、額確定通知書を送付します。
交付請求	額確定通知を受けた日から 7日以内	交付金額に係る請求書をご提出いただきます。
助成金の交付	4月下旬～ 5月下旬	助成金の支払いを行います。

### 3 質問の受付及び回答

申請に関する質問は、質問書の提出によるものとします。

#### (1) 提出書類

質問書の指定様式は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyuu/00200232.html>

#### (2) 提出方法

以下のメールアドレスに、質問書を添付して提出してください。

<提出先のメールアドレス>

kan-green@city.kitakyushu.lg.jp (北九州市環境局グリーン成長推進課)

※提出の際、「北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金」の質問書の提出である旨をメールタイトル及び本文に記載してください。

#### (3) 提出期限

令和6年4月10日(水) 17時必着

## 4 申請手続

### (1) 提出書類

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

指定様式は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/00200232.html>

提出書類		
様式1、 様式1-1、 様式1-2	調査計画書	
添付書類(1)	市税納税証明書	発行から3ヶ月以内のもの
添付書類(2)	直近2年分の決算報告書等の写し	
添付書類(3)	調査計画予算書及び内訳書	参考様式あり
添付書類(4)	助成対象経費のうち、「委託・外注費」については見積書、設計書等	
添付書類(5)	履歴事項全部事項証明書または現在事項全部証明書の写し	発行から3ヶ月以内のもの
添付書類(6)	役員名簿	様式は任意
添付書類(7)	国や県、市等の他の制度の助成を受けた実績や申請中の制度がある場合、その内容が分かる資料	

※ 必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

### (2) 提出方法

以下のメールアドレスに、上記(1)の提出書類を添付して提出してください。なお、提出された書類の修正や返却はできません。

<提出先のメールアドレス>

kan-green@city.kitakyushu.lg.jp (北九州市環境局グリーン成長推進課)

※提出の際、「北九州市水素拠点整備事業可能性調査助成金」の申請書類の提出である旨をメールタイトル及び本文に記載してください。

### (3) 提出期限

令和6年4月22日(月) 17時必着

## 5 審査等

### (1) 審査方法

提出資料をもとに、有識者等による審査検討会を開催し、意見を聴取します（書面開催）。

### (2) 審査基準

審査は、以下の観点で行います。

審査基準		
①	実現可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施体制は適切か</li><li>・拠点形成までのプロセスは適切か</li><li>・実現性向上に向けた各種取り組みは妥当か</li></ul>
②	有効性	<ul style="list-style-type: none"><li>・水素供給量は国支援制度の条件（年間1万t以上（水素換算））を満たし具体的か</li><li>・需要家への供給インフラ整備計画は適切か</li><li>・安定供給の仕組み、保安管理の計画は適切か</li></ul>
③	CO <sub>2</sub> 削減量	<ul style="list-style-type: none"><li>・水素の炭素集約度は国の支援制度で定める条件を満たし適切か</li><li>・地域のCO<sub>2</sub>削減に貢献するか</li></ul>
④	産業構造の 変革	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な産業用途の水素利活用が見込めるか</li><li>・地域産業のGXに貢献するか</li></ul>
⑤	中長期的 見通し	<ul style="list-style-type: none"><li>・将来の拡張性が見込めるか</li><li>・CO<sub>2</sub>回収技術の導入などCNに向け更なるCO<sub>2</sub>削減が見込めるか</li></ul>

### (3) 採択事業の決定等（通知）

採択事業は、審査検討会の結果を参考に北九州市が決定し、その旨を通知します。

採択の通知を受けた事業者は、交付申請書を提出してください。交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、交付決定額及び交付条件を記載した交付決定通知書を送付します。

交付決定通知書の内容について異議がある場合は、申請の取下げをすることができます。

### (4) 助成金の支払い

事業完了後、完了報告書を提出していただきます。

本書類を受領後、最終的な助成金の交付金額を通知します。同通知後に請求書をご提出いただき、助成金を交付します。

※必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

### (5) 交付決定の取り消し

以下の事由に該当した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

取消事由	
①	偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
②	助成金が交付決定されたのち、国補助事業の補助金の交付を受けていると認められたとき。
③	助成金を他の用途に使用したとき。
④	助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
⑤	交付要綱の規定に違反したとき。
⑥	役員等（法人の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
⑦	暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
⑧	暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
⑨	役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
⑩	役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
⑪	役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## 6 問合せ先

北九州市環境局グリーン成長推進課

担当：村田、福田

Eメール：[kan-green@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:kan-green@city.kitakyushu.lg.jp) 電話番号：093-582-2286